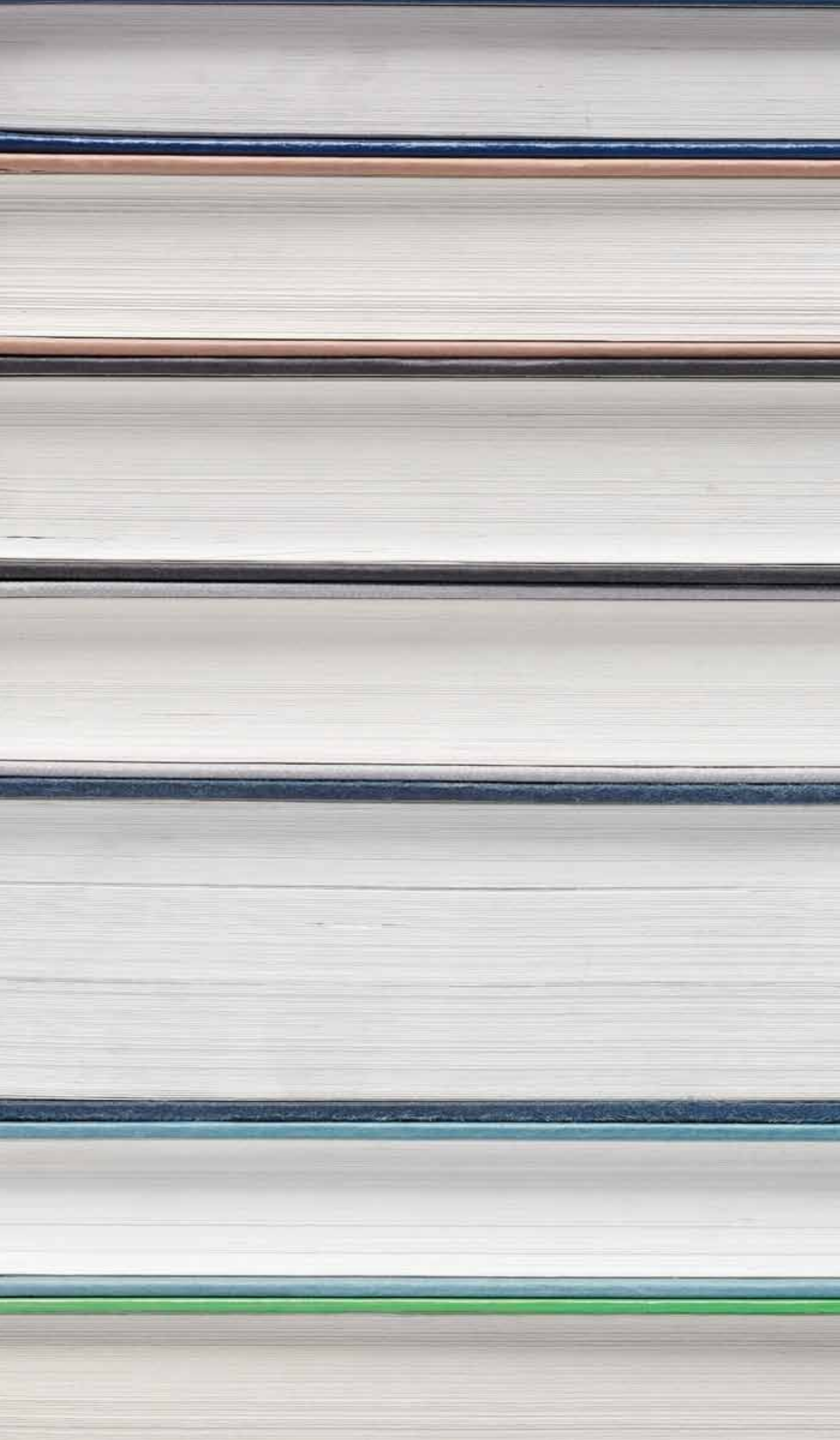


カナダの森林認証

各制度と共通性 そして成果



地球にいいから、
気分がいい。
カナダの木材・紙パルプ
www.feel-good.ca



目次

1 認証とは

森林認証

トレーサビリティ

管理の連鎖(CoC)認証

カナダ国内で利用されている認証制度

国際規格/制度との連携

2 カナダ –

森林認証の世界的リーダー

3 認証制度の基本項目

認証規格の有効性を生かす

まとめ

認証制度比較表

www.fpac.ca にて本書のPDF版もご利用いただけます。

A photograph showing two young pine trees in white pots. The trees are small and have a dense, rounded shape with many thin, green needles. They are positioned in the center of the frame, with other similar pots visible in the background, slightly out of focus. The text '1 認証とは' is overlaid on the image in white.

1 認証とは

森林認証

独立機関による森林認証はお客さまにとって、環境、社会、経済を網羅した包括的な森林管理基準に基づいて管理されている森林産の製品であることを保証する承認マークそのものです。第三者機関の監査官が森林管理を綿密に検討し、長期的に持続可能な伐採が行われていること、非合法的な伐採や無認可の伐採が行われていないこと、野生生物の生息地が保護されていること、土壌の質が保全されていることなどを確認したうえで、初めて認定証が交付されるからです。

カナダ: カナダの森林管理者は、カナダ規格協会(CSA)、森林管理協議会(FSC)、持続可能な森林イニシアチブ(SFI)¹という、国際的に認められた3種の森林認証制度のいずれかを採用しています。3制度はすべて林業会社に高い施業基準を要求しており、カナダの厳しい林業規制よりもさらに高いハードルが設定されています。さらには、世界的に共通する問題のみならず、経済基盤として林業に依存する自治体や先住民の利害問題など、カナダ特有の事情も考慮しています。

多くの企業がISO 14001 環境マネジメントシステム(EMS)規格認証も取得し、目標を達成し、さらに向上する基盤としています。この基礎の上に森林に特化した認証(CSA, FSC, SFI)を確立すれば、継続した改善が可能です。

世界: FSCは全世界に展開しており、世界共通の原則と基準に照らしてカナダ国内の地域規格を認定しています。PEFC(認証制度認定プログラム)は、政府間協定により設定された国際基準を満たす国家認証制度に認定を与える世界的な森林認証プログラムです。CSAとSFIのいずれの認証制度も、PEFCの認定を受けています。

カナダにおける営林地の大半を管理するカナダ林産品協会(FPAC)会員企業はその施業地に対し2002年、CSA、SFC、SFIいずれかの認証を受けることを誓い、2006年にこれを実現させました。FPAC新会員、もしくは会員が新たに取得した伐採地は、5年以内に認証を取得することがFPACの会員の条件となっています。

トレーサビリティ

開発途上国の違法伐採は森林破壊の大きな原因のひとつであり、森林そのものや林業を地場産業とする地域社会の総体的な持続可能性を脅かしています。違法伐採は、合法的に伐採され取引される正当な林産物の競争力を損なうものです。カナダ林産品協会(FPAC)に加盟する林産企業は、合法的な由来の林産品のみを購入し使用するほか、製品すべてを追跡して良好に管理された合法的な森林の出自である証書を提供するというトレーサビリティ・コミットメントに署名しています。

カナダの製材工場やパルプ工場にとっては、原木がどの森林管理区画のどの木立から来たものかを同定できる生産体制や追跡ルートは複数あります。これは森林の93%が公有である事実を負うところが大きく、森林が幾層もの法規制の枠組みのもとにあり、州・準州政府が国有林から収入を得るための基盤となる書類記録を作り出すトレーサビリティ制度が敷かれているからです。採用されているトレーサビリティ制度の内容は行政や企業の管理方針により州や準州、および企業によって異なります。たとえばある企業はチェーンの上流に位置する業者の領収書等をもって原木の荷口ごとの出自を同定しているかもしれません。また工場に搬入される木材に付された荷札の積載地表示でよしとする企業もあるかもしれません。しかしいかなる場合であっても、管理と施業計画の承認や立入検査といった一般的手続きは等しく行われています。

¹ 持続可能な森林イニシアチブ® (SFI)、持続可能な森林イニシアチブ®、SFI® とSFIロゴはSFI Incの登録サービスマーク。

CoC(管理の連鎖)認証

CoCはトレーサビリティ²のためのサプライチェーン全体にわたる管理および技術的要件です。このチェーンは森林から第一の工場まで(「森林」CoC)であることもあれば、森林から生産の全過程を経てエンドユーザまで(「製品」CoC)である場合もあります。使用されるトレーサビリティ制度は関連する森林認証制度(CSA、FSC、SFIなど)のCoC規定で策定されているもので、独立第三者による審査を受けています³。CoCは認証林と製品との関連を証明することで森林管理認証を補完するため、製品は認定品として販売できます。FSCとSFIは独自のCoC規格を設けており、CSAはPEFCの国際CoC規格を利用しています。また、特定の森林認証プログラムに関連付けられていない、一般的CoC規格もあります。

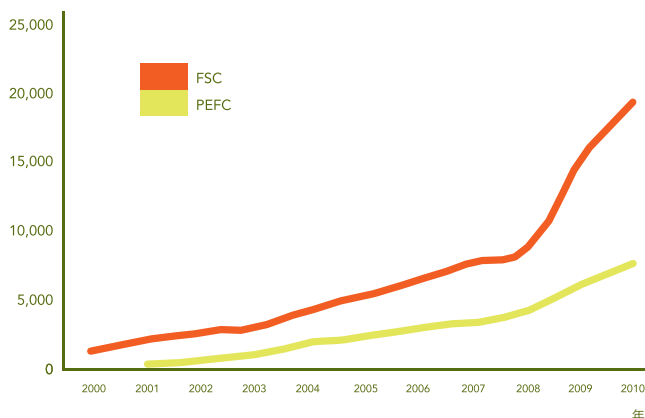


認証制度におけるCoCは以下を提供します。

- 第三者が製品における認証材、非認証材、再生材の割合を立証
- 非認証材の出自が合法的かつ管理されているか議論の余地のないものであることを保証
- 製品のラベル表示により成分を明示(これは一般的CoC規格にはありません。)

産業界も政府も、購入する紙や木製品が環境および社会的に正統なものであることに、ますます大きな期待を寄せており、認証林からの原料を求めています。また違法伐採や森林破壊への懸念から、非認証材に目を光らせてもいます。持続可能かつ合法的に伐採された林産品の保証に対するこうした需要の高まりは取りも直さず、CoC認証のニーズの急増に結びついています。FPAC会員の大半は自社木製品のトレーサビリティのために認定されたCoCを利用しています。

世界のCoC認証数
2010年12月



出典: www.fsc.org, www.pefc.org

² <http://www.utzcertified.org/index.php?pageID=159>

³ www.storaenso.com/links/glossary/sustainability-glossaryより抜粋

カナダで利用されている認証制度

カナダでは3種の森林認証制度が採用されています。そのいずれもが、民有林、公有林の区別も、森林面積の大小にも関わりなく対象としており、環境面での目標と成果の評価基準を設定しています。



カナダ規格協会(CSA)

(CAN/CSA-Z809-08) CSAは、カナダ最古にして最大の規格団体です。非営利の会員制組織であり、設立は1919年です。持続可能な森林管理のためのカナダ国家規格であるCSA持続可能な森林管理規格(Z809-08)は1996年に発表され、最近では2008年に改正されました。同規格の持続可能な森林管理の定義は、持続可能な世界の温・亜寒帯林管理の世界的な基準と指標の策定を目的とする国際的枠組みである「モントリオール・プロセス」を基に、カナダ森林大臣会議(CCFM)が策定したものです。

2008年には伐採区画ごとなど、特に小規模林地を対象とする規格「CAN/CSA Z804」が発表されています。



森林管理協議会(FSC)カナダ

1998年に設立されたFSCカナダは、FSCインターナショナル(次ページ参照)の傘下組織。認定慈善団体であり、各利害の代表者によるバランスのとれた理事会が運営しています。FSCカナダの策定した3種の国内(地域)規格は、責任ある森林経営のためのFSC国際規格における原則と条件に立脚しており、FSCインターナショナルの認定を受けたものです。これら3地域規格とは大西洋州(1999年発表、最新版は2008年改訂版)、ブリティッシュ・コロンビア州(2003年発表、最新版は2005年改訂版)、カナダ寒帯林(2004年発表)規格であり、五大湖/セントローレンス地域の規格原案が2007年に実地試験を行っています。

小面積・小規模管理森林認証(SLIMF)のための簡素化された要件もあります。



持続可能な森林イニシアチブ® (SFI® Inc.)

(SFI 2010 - 2014) SFI Inc.は独立した非営利慈善団体であり、とくに北米の森林向けの森林管理規格を策定しています。SFI規格(1998年発表。最新版は2010年改訂版)はカナダおよび米国全域に適用されており、土地管理と伐採のいずれの目的も含んだ持続可能性の原則と方法に基づいています。SFI Inc.は独立した3名の理事会が運営しており、環境、社会、経済的利益を等しく代弁しています。

SFI規格は比較的規模の大きい営林地に適用されています。SFI Inc.は北米におけるPEFC認定制度を認めており、家族所有による森林認証のためのAmerican Tree Farm Systemもその一例です。

国際規格/制度との連携

FSCインターナショナルとPEFCは、世界を対象とする独立した非営利制度であり、国や地域ベースの森林認証制度の認定を行っています。これらの制度は国際的な共通要件を満たすほか、多数の利害関係者の協議を経て策定されていることが条件です。



FSCは責任ある森林管理に対し、国際的に認められた規格枠組、商標保証および認定サービスを提供しています。1993年に設立され、50カ国以上で国内イニシアチブのネットワークを通じて運営されています。FSC国際規格は10原則と56基準から構成されており、その原則および基準の下で国家もしくは地域単位の指標が策定されます。これらが、FSCもしくは一般(まだ認定を受けていない)規格の認定を受けた地域規格となります。FSC認定の基準設定に使用するプロセスはISEAL要件に適合し、認証機関はFSCが所有する別法人であるASI(国際認定サービス)の認定を受けます。2010年12月までに81カ国以上で1億3400万haがFSC認定、またはFSC一般規格の原則採用による認証を受けています⁴。

カナダでは3種の地域規格がFSC認定を受けており、第4の規格が実地試験されています。



PEFCの設立は1999年。認証規格を評価し、持続可能な森林管理として国際的に合意された基準を実行する認証制度に相互認証を提供しています。PEFCの基準とは、たとえば欧州森林閣僚会合のような国際協議によって策定されたものであり、現在では世界中の149カ国により承認、支持されています。基準設定プロセスは、ISOの要求を満たしており、認証機関は、国際認定機関フォーラム(IAF)に加入している各国認定機関が認定。PEFCは2010年12月までに、国家的な森林認証制度28件、面積にして2億3000万haを認定しています⁵。


カナダのCSAとSFIはともに、2005年にPEFC認定を取得しています。

品質保証

認証制度には多くの確認や認定が組み込まれています。国際・国内の両レベルの基準設定プロセスは、特定の規範を満足していることを認定されます。国家の認証制度が国際基準に適合していることは、二つのグローバルプログラム(FSCおよびPEFC)が承認します。審査を行う認証機関は、認定機関により審査するための認定を受け、認定機関自体も定められた規則に照らし審査されます。また、個人審査員については能力基準に加え、認定制度も実施できます。前出のFSCとPEFCの記述と巻末の表に、このような品質保証機能の概略が述べられています。

⁴ www.fsc.org

⁵ www.pefc.org

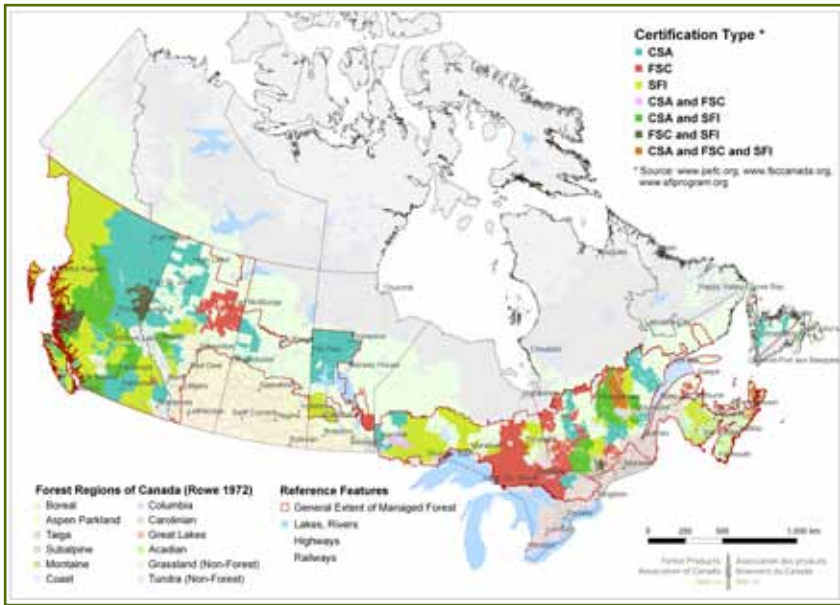
A man with curly brown hair, wearing a green t-shirt and a black backpack, stands in a forest. He is looking down at a white notebook held in his left hand. In his right hand, he holds a black handheld device with a white nozzle, connected to a black cable. The background is a dense forest with tall trees and green foliage. The text "2 カナダ - 森林認証の世界的リーダー" is overlaid on the image in white.

2 カナダ - 森林認証の世界的リーダー

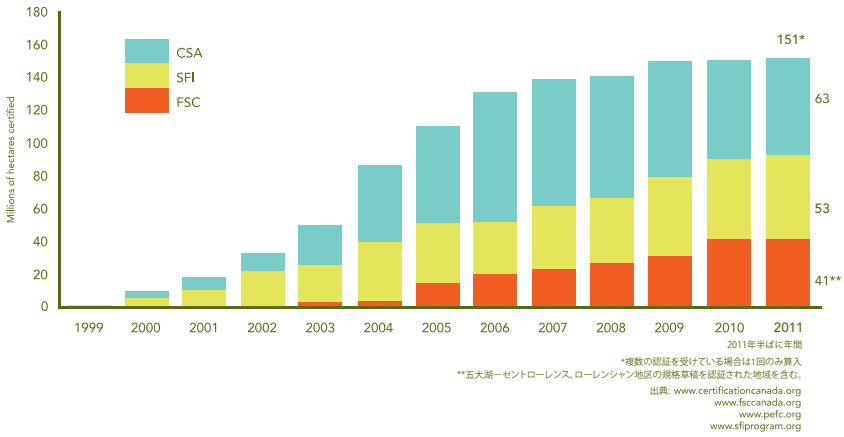
第三者森林認証 – 世界一の実績

FPACの森林認証に対する取組みは早く、2002年です。これがカナダにおける森林認証の劇的な普及につながり、現在では大量のカナダ産認証材が流通して、認証製品へのニーズの高まりに応えています。

認証林マップ カナダ国内の認証林分布を示したマップはwww.certificationcanada.org、またFPAC会員企業の認証林マップはwww.fpac.caをご覧ください。該当箇所をクリックすると認証の詳細も閲覧できます。以下はマップの例です。ウェブサイトでは最新版をご覧ください。

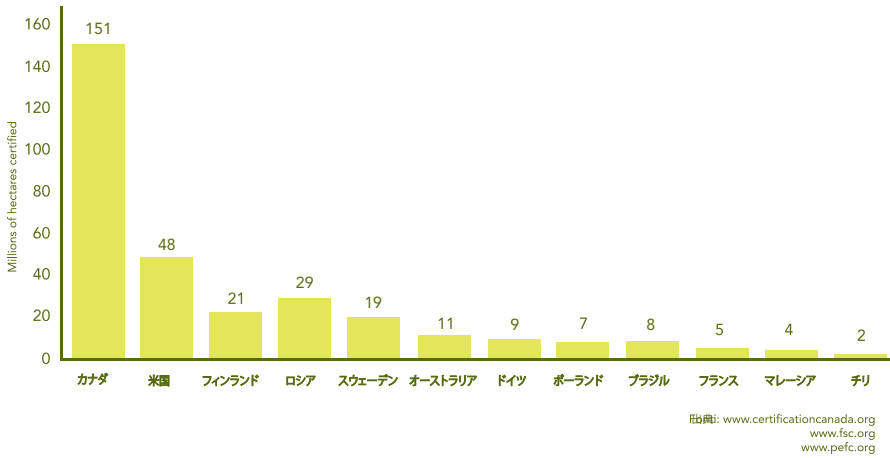


カナダの持続可能な認証林面積 (1999-2011年半ばに年間)



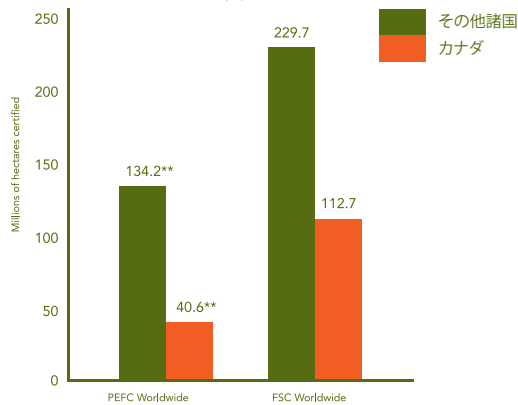
- 3種の持続可能な森林管理規格により第三者認証を取得した森林は1億5100万ヘクタール以上(3億7300万エーカー)である
- 認証林面積中9300万haはFPAC会員施業地(複数の認証を受けている場合は1回のみ算入)

国別認証林面積 (2011年半ばに年間)



- カナダ独立第三者認証林面積(CSA/FSC/SFI)は世界最大
- 世界の認証林面積の4.2%超がカナダに所在
- 世界の認証林面積は総森林面積のわずか10%

FSCとPEFCの認定認証林面積
2010年末



**暫定(一般)規格を含む
 出典: www.certificationcanada.org
www.pefc.org
www.fsc.org

- カナダはPEFC認定認証林(CSA/SFI)の約半分、FSC認証林全体の4分の1以上を占める

3 認証制度の基本項目

CSA、FSC、SFIの森林認証制度は、独自の状況やニーズから策定されてきた経緯があり、それぞれ異なります。また規格が適用される場所の法規制枠組にも影響されます。たとえばCSAが適用されるのはカナダのみ。大半は公有地で、カナダの公有林においては政府の監督はすでに行き届いていますから、厳しい政策や指針を補完するために策定されています。しかし私有林である可能性のある小規模の森林のための規格も存在します。FSCは熱帯森林と世界的な森林破壊への懸念に応えるために策定されたもので、公私有も規模も問わず、全世界で用いられていますが、環境や社会的枠組みに欠ける発展途上国には未だ存在しない可能性がある要件もあります。SFIはカナダと米国の公有地および私有地に適用されており、要件は北米に存在する強力な法規制枠組を踏まえたものとなっています。SFIは非認証材のサプライヤを対象として、広報と教育要件を盛り込んでいます。

持続可能な森林管理が時間をかけて進化してきたように、これらの規格も練り上げられてきました。科学の進歩と社会意識の変化に伴って再検討し、常に現実に直結した制度として維持されています。長い間には多くの面で、規格間の足並みが揃ってきました。たとえばCSA規格はより社会的側面に配慮するようになり、FSCは経済的懸念に対応しています。SFIは現在では完全に独立した非営利団体となっています。

これらの規格は全て、生物多様性の保全、野生生物の生息地や種の多様性の維持、特殊な地域や土壌、水質の保護、持続可能な伐採量などを通じ、責任ある森林管理を促進しています。森林は違法伐採から守られ、法規制は権利が遵守され尊重されて、各方面の利害関係者の声が取入れられているうえ、市民への報告があり、独立第三者による監査が義務付けられています。

認証制度全てがいかに責任ある森林管理を促進しているかの詳細は後述の「森林認証制度の基本要素」をご覧ください。

認証規格の有効性を活かす

CSA、FSC、SFI認証規格は全て、良好な管理の行われている森林からの環境にやさしい製品の購入を目指す調達方針にふさわしいものです。規格は互いに補完しあい、全体として同じ目的を達成します。森林一帯で隣り合わせに適用されていますし、また同じ林地に適用されることも多くなり、市場のニーズに合わせてやすくなっています。重なっている項目も多いことから、1規格の認証を得れば、次の認証取得は容易です。カナダの認証林マップは www.certificationcanada.org もしくは www.fpac.ca をご覧ください。

カナダ森林大臣会議(CCFM)はCSA、FSC、SFIとともに持続可能な森林管理に関する国内外の合意に準拠しており、各方面の利害関係者間の均衡が取れ、目的と科学に基づいた、実行可能で現実的な規格であると認めています⁶。

北米では他にも多くの行政機関や企業が調達理念を有し、CSA、FSC、SFI規格を認めています。世界的にはこれらの規格は直接、あるいはFSCもしくはPEFC国際規格を通じて認められており、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スイス、英国で受け入れられています。英国政府のCentral Point of Expertise on Timber (CPET) は厳格な独立評価において、CSA、FSC、SFIおよびPEFCは全て合法的かつ持続可能な林産品を保証するものと結論しています。

⁶ Canadian Council of Forest Ministers Statement on Forest Certification Standards in Canada. http://www.sfmcanada.org/CMFiles/PublicationLibrary/CCFM_Statement_Forest_Certification_EN1KWA-24122008-5150.pdf



調達理念に全ての規格を包括すると、次のような利点があります。

- 良好に管理された、合法的で持続可能な林産品資源を支援
- 世界の森林の10%にすぎない認証林におけるリーダーシップに報い、残りの90%において同様の努力を促す
- 規格間に競争が生まれ、たゆまぬ向上が実現する
- 認証林産品の十分な供給を確保する
- 認証品に選択の幅が出る
- 責任ある施業に独立第三者の証明を提供することで世界の森林管理認証の水準を向上させる

まとめ

カナダで採用されている3種の規格認証制度はそれぞれ異なるものの、そのいずれもが国内および世界中で持続可能な森林管理の土台を構成すると認められている原則、基準、目標項目に基づいて健全な森林管理を現場で推進するものです。

世界の森林総面積に占める認証林の割合がわずかに10%という中であって、認証林の40%以上がカナダに所在するという事実は、認証材の安定供給におけるカナダの実力を物語るものに他なりません。林業に対する法規制枠組は世界有数の厳しさで、取り締まりも厳格に行なわれているカナダ。第三者認証はその責任ある森林施業をさらに保証するものです。

カナダにおける認証制度の基本要素

カナダで採用されている3種の森林認証規格は、価値観として肝要である部分は国際規格としても国家規格においても共通しています。しかし国家もしくは地域規格の視点は、国際規格とは異なります。

- CSAのCAN/CSA Z809は、主要なSFM項目とカナダ全体で一貫した必須指標を利用した規格です。新たに認証取得を目指す組織は、市民参加手続きにおいて利害関係者と協力して森林価値を同定し、各価値に対する基本および地域別指標を確立し、また各指標に適切な目標を設定する、持続可能な森林管理計画を策定します。
- FSCは世界共通の原則および基準を設定していますが、これはFSC国家規格あるいは地域規格全てに共通であって、カナダも例外ではありません。これらはカナダ国内の4種の主要林相に対して策定された地域規格指標を通じて監査されます。
- SFIはカナダと米国全域に共通する審査可能な要件を定めていますが、これらは土地管理もしくは繊維ソーシング(購入用)目的、または両方に適用される目的に分かれています。

こうした「構造的な」違いから、カナダの3規格は監査可能な指標の策定方法がさまざまに異なり、直接比較することは困難です。CSAは国および地域レベルで(基本指標と地域指標を用いて)策定しており、FSCは地域規格において(林相によって異なる基準を通じて)策定、SFIは規格そのものに直接策定しています。

以下の表はこれらの規格の林業要件をまとめたもので、特にカナダ寒帯林地域の指標例も数件紹介し、どのように適用されているかを示しています。監査官の資格やCoC、ラベル表示といった、認証規格の他の重要な要素も取り上げました。本表は規格に記載された内容に基づくもので、実地に適用された場合の結果を正確に示したものと見なすべきではありません。

林業要件

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
生物多様性の保全	<p>基準1 生物多様性の保全: 生物と生物が複合した生態系の一体性、機能性、多様性を維持することで生物多様性を保全する。</p> <p>項目:</p> <p>1.1 生態系の多様性: 対象森林地内に自然に存在する生態系や生物集団の多様性を維持することによって、森林一帯の生態系の多様性を保全する。</p> <p>1.2 種の多様性: 絶滅危惧が判明している種の生息地を含め、対象森林地内に所見される自生種の生息地を一貫して維持することにより種の多様性を保全する</p> <p>1.3 遺伝的多様性: 各種の多様な遺伝子を維持し、森林再生から遺伝子組換え生物を確実に排除して、遺伝子の多様性を保全する。</p> <p>1.4 保護地や生物学のおよび文化的に特別な意義のある場所: 政府手続きによって特定された保護地を尊重する。保護地や生物学のおよび文化的に特別な意義のある場所に関連する。広く森林一帯の管理に協力する。対象森林地内の地学的、生物学のおよび文化的に特別な意義のある場所を特定し、その長期的な維持にとって適切な管理戦略を実施する。</p>
	例: カナダ寒帯林における適用
	基本指標 (地域指標も設定可)
森林一帯の保全	<p>項目1.1 …自然に存在する生態系や生物集団の多様性を維持する…</p> <p>1.1.1 種別別エコシステム面積</p> <p>1.1.2 構成樹種別森林地区</p>
林齢	<p>項目1.1 …自然に存在する生態系や生物集団の多様性を維持する…</p> <p>1.1.3. 林相もしくは林齢による森林区画</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>原則6 環境に対する影響: 森林管理は生物多様性およびこれに伴う価値、水資源、土壌、固有性のある脆弱な生態系および森林一帯を保全し、かかる保全を行うことによって当該森林の生態学的機能と一体性を維持する。</p> <p>基準6.3 生態学的機能と価値はそのまま維持するか、強化、または回復させる。これには次を含む。</p> <p>a) 森林再生および遷移</p> <p>b) 遺伝的、種、生態系における多様性</p> <p>c) 森林生態系の生産性に影響する自然サイクル</p> <p>さらに基準6.1(環境影響評価)、6.2(絶滅危惧種)、6.4(生態系の代表的な標本)、原則9(保全価値の高い森林)にも規定されている。</p>	<p>原則4 生物多様性の保護: 動植物種、野生生物生息地、生態系や自然群集の種類を含む生物多様性を保護し、促進する方法で森林を管理する。</p> <p>目標4 保全価値の高い森林を含む生物多様性の保全: 生息地の多様化と水性動植物を含む森林の植物動物の保全を図る対策を木立単位および森林一帯レベルで策定実施することで、野生生物の生息地の質と分布を管理し、生物多様性の保全に貢献する。</p> <p>目標11 生物多様性、生物多様性重要地域、生物多様性の豊かな自然保護区域の保全の推進:</p> <p>達成度評価4.1 生物多様性の保全を木立および森林一帯ベースで促進するプログラムを有す。</p>

指標 FSCカナダ寒帯林規格	指標
<p>指標6.3.4 当該林の営林以前の状態に比較して、比率が著しく低くなっている林分や植生を長期的に十分増加させる。短期的には、最低でも現在の比率を維持し、長期的増加を目指す。</p> <p>指標6.3.6 森林一帯の林相を営林以前の森林と一致させるよう目標を設定する。森林一帯の林相を営林以前の森林に回復させる管理を行う。その手法は主要生息地の従来からの規模と通路の維持と長期計画の目標に即している。</p>	<p>達成度評価4.1指標5 …林地所有者レベル、もしくは信頼できるデータがある場合は森林一帯における林相、林齢、規模区分および野生動物生息地の評価は…</p> <p>達成度評価17.1指標5 被認証者は、幅広い利害関係者が参画し結果を考慮したプログラムを伴った、信頼できる地域保全計画と優先課題策定の努力を理解している…</p>
<p>指標6.3.5 森林一帯または地域の平均的分布または原生林の林齢/林相の全体量を、営林前状態の分析にて同定された範囲で維持する。原生林の推定平均値からの逸脱は25%まで許容。信頼できる推定平均値が入手できない場合は、最低でも原生林の20%を維持する。元来から原生林の割合が特に高い地域においては、最高50%までの逸脱を認めることもある。</p>	<p>達成度評価4.1指標6 所有地内の原生林保全のための計画や制度を支持し参加している。</p>

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
<p>野生生物の生息地と種の多様性の維持 (上記「生物多様性の保全」の詳細を記述)</p>	<p>項目1.1 …自然に存在する生態系や生物集団の多様性を維持する…</p> <p>項目1.2 種の多様性: 絶滅危惧が判明している種の生息地を含め…自生種の生息地を一貫して維持する…</p> <p>基準2 生態系の状態と生産性: 生物学的生産性の健全性、活性、スピードを維持することで、森林生態系の状態と生産性を保全する。</p> <p>項目2.1 森林生態系の回復力: 生態系プロセスおよび生態系条件を維持し、生態系の回復力を保全する。</p> <p>項目2.2 森林生態系の生産性: 自生種を保持できる生態系の状態を維持することで森林生態系の生産性と生産能力を保全する。当該地にとって生態学的に適した樹種を用いて速やかに森林再生を行う。</p>
	<p>例: カナダ寒帯林における適用</p>
	<p>基本指標 (地域指標も設定可)</p>
<p>野生生物の生息地</p>	<p>項目1.2 絶滅が危惧がされている種の生息地を含め…自生種の生息地を一貫して維持…</p> <p>1.2.1. 絶滅危惧種など特に配慮が必要な種の生息地の保護</p> <p>1.2.2 絶滅危惧種をはじめ特に配慮が必要な種の長期的かつ適切な生息地の存在</p> <p>1.2.3 森林再生における自生種の割合</p>
<p>林分構造の維持</p>	<p>項目1.1 自然に存在する生態系や生物集団の多様性を維持する。</p> <p>1.1.4. 木立単位の構造維持</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>基準6.2 希少種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種とその生息地(営巣地や採餌地)を保護する安全策が存在すること。森林管理の規模と程度、および影響を受ける資源の固有性に見合う保全地区と保護地を設定する。不適切な狩猟、釣り、わな、採集は制限する。</p> <p>基準6.3 生態学的機能と価値はそのまま維持するか、強化、または回復させる。これには次を含む。</p> <p>a) 森林再生および遷移</p> <p>b) 遺伝的多様性、種が多様性、生態系が多様性</p> <p>c) 森林生態系の生産性に影響する自然サイクル</p>	<p>達成度評価4.1 生物多様性の保全を木立および森林一帯ベースで促進するプログラム…</p> <p>達成度評価4.2 研究、科学、技術および実地経験を野生生物生息地の管理に適用し、生物多様性の保全に貢献している。</p> <p>達成度評価8.1 被認証者は林地所有者に伐採後の森林再生、ベストマネジメントプラクティスの利用、保全価値の高い森林など野生生物と生物多様性に重要な生息地の要素に関する情報を提供する。</p> <p>達成度評価15.1 被認証者は個々に、またはSFI実施委員会、関連団体もしくは他のパートナーとの協力を通じて、研究に現物もしくは資金を提供し、森林の健全性と生産性、森林資源の持続可能な管理、さらに環境の保護と林産品の性能の向上に努めている。</p>

指標 FSCカナダ寒帯林規格	指標
<p>6.3.12 森林管理区画の20%以上に当たる、連続する大きな面積(数千ha)において、コアである森林生息地、すなわち当該地の代表的な種類の生息地を維持している。大規模なコアは主に成熟林もしくは原生林によって構成され、可能な限りの範囲において道路を含まない。</p> <p>6.3.13 重要な野生動物地域間の通路、および保全価値の高い森林や極相に近い森林、保護地といった重要な場所を維持もしくは復元している。</p> <p>6.3.14 生息地の必要性を示す範囲の標本として選定された生物種の定量的な生息地目標を設定している。</p>	<p>達成度評価4.1指標1 種、野生生物生息地、生態学的群集の種類を含め、在来の生物多様性の保全を促進するプログラムがある。</p> <p>達成度評価4.2指標1 保全価値の高い森林に関する情報や他の生物多様性関連データを収集…</p> <p>指標2 生物多様性および生態系研究の実地適用と研究成果を森林管理に関する決定に活かす方法を備えている。</p>
<p>6.3.10 (通常および救済的)伐採施業は、生態系の機能性を十分に発揮させるに足る残存木立を維持している。</p>	<p>達成度評価4.1指標4 地域に即した科学による、立ち枯れ、鳥類用立木、切り株、林床樹木残滓、洞木、営巣木といった野生動物生息地の木立ベースの維持のための基準作成および設置</p>

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
(生物学的/文化的に)特別な場所の保護と維持	<p>項目1.4 政府手続きによって特定された保護地を尊重する。保護地や生物学的もしくは文化的に特別な意義のある場所に関連する、広く森林一帯の管理に協力する。地学、生物学、そして文化的に特別な意義のある場所を特定し…その長期的な維持にとって適切な管理戦略を実施する。</p> <p>基準6 社会責任 持続可能な森林管理に対する社会責任として、公正、衡平、かつ効果的な森林管理の判断が求められる。</p> <p>項目6.2 先住民の森林に対する価値観と知識、利用の尊重: 先住民の諮問により判明した伝統的な先住民の森林に対する価値観や知識、利用を尊重する。</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>基準3.3 先住民にとって文化的、生態学的、経済的、宗教的に特別な意義を有する場所は、かかる人々の協力を得て明確に特定し、森林管理者はこれを認め保護する。</p> <p>基準6.4 施業の規模と程度、および施業に影響を受ける資源の固有性に見合うように、当該森林一帯に存在する生態系の代表的な標本を自然のままに保護し、地図上に記録する。</p> <p>原則9 保全価値の高い森林の維持: 保全価値の高い森林における管理活動は、その価値のゆえんである特性を維持または強化するものとする。保全価値の高い森林に関する決定は常に慎重に行う。</p>	<p>原則6 特別な場所の保護: (生態学的、地学的もしくは文化的に重要な)特別な意義のある森林もしくは土地を損なうことなく保護し特有の性質を考慮した方法で管理する。</p> <p>達成度評価4.1指標3 保全価値の高い森林とも呼ばれる絶滅危惧種と準絶滅危惧種やその群集の存在する可能性が高いことで知られる場所を特定し保護する計画がある…</p> <p>達成度評価18.2指標1 影響を受ける先住民とのコミュニケーションを含むプログラムを有す。同プログラム被認証者は次が可能である。a) 伝統的な森林関連の知識を理解し尊重する b) 精神的、歴史的もしくは文化的に重要な場所を同定し保護する c) 被認証者が公有地の管理に責任を有す場合は、木材ではないが先住民にとって価値ある林産品の利用に取り組む。</p> <p>達成度評価8.1指標2 購入した伐採権地における、保全価値の高い森林に配慮した伐採プログラムがある。</p>

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
土壌/水資源の維持	<p>基準3 土壌と水: 森林生態系における土壌および水の量と質を維持することで、両資源を保全する。</p> <p>項目3.1 土壌の質と量: 土壌の質と量を維持することで、土壌資源を保全する(土壌のかく乱、林床樹木残滓等)。</p> <p>項目3.2 水の質と量: 水の質と量を維持することで、水資源を保全する(かく乱された水源の割合)。</p>
	例: カナダ寒帯林における適用
	基本指標 (地域指標も設定可)
水辺	<p>項目3.2 水の質と量を維持し、水資源を保全する。</p> <p>3.2.1. 最近の木立再生によりかく乱を受けた水辺や水源管理地域の割合</p> <p>A6.3.3 森林管理者は森林を水源もしくは所在地とする河川や湖沼、湿地の水質と水量を維持するため、最近の木立再生によりかく乱を受けた水源の森林の比率を可能な限り制限する必要がある場合がある。これにより森林管理行為によってピーク時の流量が閾値を超えないことにも貢献する。</p> <p>A.6.3.3.3 ある実地施業が地域の水質や水流に及ぼす影響に関する確かな研究は、現地施業を管理する法規制や指針の策定に利用できる。これらの法規制や指針は魚類生息地、橋の配置、水辺などを対象とする。</p> <p>A7.3.3.1 法的権利の尊重: 衡平法上の水域所有者</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>基準5.5 森林管理施業は森林のサービス資源としての価値や水源および漁業などの資源としての価値を認識および維持し、然るべき場合にはこれを強化する。</p> <p>原則6 環境に対する影響: 森林管理は生物多様性およびこれに伴う価値、水資源、土壌、固有性のある脆弱な生態系および森林一帯を保全し、それにより森林の生態学的機能と一体性を維持する。</p> <p>基準6.5 土壌流出の抑制、伐採における森林損傷の最少化、林道建設、その他機械によるかく乱、および水資源保護のための、文書化された指針を作成し実施する。</p>	<p>原則2 森林の生産性と健全性: 伐採後は森林再生を行い、林地の生産能力を維持し、森林と土壌の長期的な生産性を維持する。さらには森林を保護するため…</p> <p>原則3 水源の保護: 水系と水辺を保護し、水質保護のためのベストマネジメントプラクティスを励行する。</p> <p>目標10 ベストマネジメントプラクティスの遵守: …水質保護のためのベストマネジメントプラクティスを用いる。</p> <p>達成度評価2.3 森林と土壌の生産性を保護し維持するための森林管理施業を実施する。</p>

指標 FSCカナダ寒帯林規格	指標
<p>6.3.17 恒久的な河川湖沼を囲む森林や直近の森林が、岸の立木から20m以上の水辺保護地を設けて保護されている。適当な場合はさらに平均45mの水辺保護地を設け、魚類・野生動物や文化・娯楽のための価値を管理している。</p> <p>6.3.18 施業指針および施業の基準手続きにおいて、か細い水流や断続的な溪流に対し適切な配慮を行っている。</p>	<p>達成度評価3.1 被認証者は、カナダの…承認された水質関連法のもとで開発されたベストマネジメントプラクティスを満たすか超えるものとする。</p> <p>達成度評価3.2指標1 河川、湖沼、その他水系と水辺域の管理と保護に対する計画がある。</p> <p>指標4 ある程度の広さの湿地、沼地、沼沢地、春先に出現する沼沢地など、樹木は存在しないが生態学的に意義のある湿地の同定と保護</p> <p>指標5 水辺域の保護の規制やベストマネジメントプラクティスが現存しない場合には、専門家を起用して適当な保護手段を同定</p> <p>達成度評価10.1 購入した伐採権地の伐採にベストマネジメントプラクティス遵守を義務付けるプログラムがある。</p> <p>達成度評価10.2 被認証者は自らのサプライヤーである木製品生産者がベストマネジメントプラクティスを用いていることを監視する。</p>

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
伐採量の持続可能性を確保	<p>基準2 森林生態系は状態と生産性を、生物学的生産の健康、活性、スピードを維持することで保全する。</p> <p>項目2.2 森林生態系の生産性: 自生種を保持することができる生態系の状態を維持することで森林生態系の生産性と生産能力を保全する。当該地に生態学的に適した樹種を用いて速やかに森林再生を行う。</p> <p>基準5 経済/社会的恩恵: 複数の物品およびサービスを提供し、現在と将来の世代に森林の恩恵が引き続きもたらされるようにする。</p> <p>項目5.1 木材および木材以外の恩恵: 持続可能な森林管理を行い、木材と木材以外両方の恩恵を許容かつ実現可能な組み合わせで生み出す。木材と木材以外の林産品とサービスを評価する。</p>
	例: カナダ寒帯林における適用
	基本指標 (地域指標も設定可)
持続可能な伐採	<p>項目2.2 …自然に生じる種を支持することができる生態系の状態を維持する…。当該地に生態学的に適した樹種を用いて速やかに森林再生を行う。</p> <p>2.2.1. 林地の追加と留保</p> <p>2.2.2. 長期的に持続可能な計算上の伐採量に対する実際の伐採量の割合</p> <p>項目5.1 …木材と木材以外両方の恩恵を許容し、実現可能な組み合わせで生み出す。木材と木材以外の林産品とサービスを評価する。</p> <p>5.1.1. 対象森林地から生み出される木材と木材以外の恩恵、製品およびサービスの量と質</p>
違法/無許可由来の木材ゼロ (下記CoCも参照)	<p>4.2 活動要件: 当該組織は本規格のSFM規定を満たすものとする。これには次を含む。a) 対象森林地に適用される法規の遵守</p> <p>7.3.3 権利および規制: 当該組織は次を行う。a) 対象森林地内における所有権、営林保有権、権利と責任に関連する該当法規を同定しており、かつ適合していることを立証する。</p>
森林破壊や用地転用から森林地を守る	<p>項目2.2. 森林生態系の生産性:生態系の自然に生じる種を支持することができる状態を維持し、森林生態系の生産性と生産能力を保全する。当該地に生態学的上適した樹種を用いて速やかに森林再生を行う。</p> <p>項目4.2 森林地保全:生態学的に適当な場合は、森林破壊や森林以外の用地転用から森林地を守る。</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>原則5 森林からの恩恵: 森林管理施業は、森林の複数の物品とサービスを活用することを奨励し、経済性と幅広い環境と社会における恩恵を確保するものとする。</p> <p>基準5.6 森林製品の採取は、恒久的に持続できる水準を超えないものとする。</p>	<p>目標1 森林管理計画: 入手できる最善の科学情報に基づく長期的な森林の生産性と伐採歩留まりを確立することで、持続可能な林業の実施の幅を広げる。</p> <p>達成度評価1.1 被認証者は、森林管理計画に長期的な伐採量が含まれており、これが関連する生長量・伐採歩留まりモデルと合致することを確認する。</p>

指標 FSCカナダ寒帯林規格	指標
<p>5.6.1 伐採量の解析算出は、慎重に、生長量と伐採歩留まりの信頼のおけるデータ、現行蓄積量、算出上の前提条件の感度分析、自然遷移の段階、施業上の制約その他を基礎としている(リストを参照)。</p> <p>5.6.3 木材供給量モデルはピアレビューを受けている。</p> <p>5.6.4 5年平均の伐採実績量が計画の伐採量水準を超えていない。</p>	<p>達成度評価1.1指標1 施業面積および規模に応じたレベルの森林管理計画を策定している。これには a) 長期的な資源分析 b) 定期的もしくは継続的な森林インベントリ c) 地形分類システム d) 存在する場合は土壌インベントリおよびマップ e) 生長量 - 伐採歩留まりモデルへのアクセス f) 最新の地図や地理情報システム(GIS) g) 推奨される持続可能な伐採量 h) 木材以外の課題などを含む…</p> <p>指標2 持続可能な森林計画に連携した年間実績伐採量推移の文書化。過去および将来の活動を文書化するために適当な方法による。</p>

<p>原則1 法律およびFSC原則への適合: 森林管理は、その国の該当する法律すべて、およびその国が署名国である国際条約および協定を尊重し、FSC原則および基準のすべてに適合する。</p> <p>基準1.5 森林管理地は違法伐採、定住、その他無認可の活動から保護する。</p>	<p>原則8 海外の木質繊維調達における違法伐採など議論の余地ある産地の回避: 北米以外から木質繊維を調達する場合は違法伐採に由来する木質繊維を回避する。また効果的な社会法の存在しない国からの木質繊維調達を回避する。</p> <p>原則9 法規制の遵守: 適用する連邦、州および地方政府の森林関連法規制を遵守する。</p>
--	---

<p>基準6.10 森林の人工林化(自生生態系の基本特性および主要素のほとんどが欠落している森林地…)または森林以外の転用はあってはならない。ただし次を全て満たす場合はこの限りではない。</p> <p>a) 森林管理区画の非常に小さな部分に限定</p> <p>b) 保全価値の高い森林地には影響しない</p> <p>c) 実質的かつ追加的、安全かつ長期にわたる、保全上の明白な利点をもたらす。</p>	<p>目標2 森林の生産性: 速やかな森林再生、土壌保全、造林、その他の措置を講じることで、長期的な森林生産性と炭素貯留、森林資源の保全を確保する。</p> <p>達成度評価2.1 最終的な伐採後は速やかに森林再生を行う。</p> <p>指標6 植林プログラムは他の樹種や伐採された場所の混交林相に対する生態学的な影響の可能性を考慮している。</p> <p>指標7 人工再生プログラムは非森林一帯の樹種選択と植生の生態学的な影響の可能性を考慮している。</p>
--	--

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
<p>先住民の権利または参加</p>	<p>5.2 利害関係者：当該組織は次とする。c) 対象森林地における森林管理の影響を受ける、または同森林管理に関心のある先住民の森林利用者やコミュニティに連絡し、SFMの市民参加手続きに参画する努力を行ったことを文書化して立証する。d)先住民の所有権や権利、条約による権利を差別することなく、市民参加手続きへの先住民の参加を認める。</p> <p>項目6.1 先住民の所有権、権利および条約による権利：先住民の権利および条約による権利を認め尊重する。先住民の所有権、権利および条約による権利に関する現行の法規制要件を理解し遵守する。</p> <p>項目6.2 先住民の森林に対する価値観、知識、利用を尊重する：先住民の諮問プロセスにおいて明らかになった伝統的な先住民の森林に対する価値観や知識、利用を尊重する。</p> <p>7.2 SFM理念：経営幹部は理念声明または他の文書化された公的声明をもって当該組織のSFM公約を定義し維持する。かかる声明は次の約束を含む。(c) 先住民の所有権と権利、条約による権利を尊重し認める。(e) 対象森林地に権利もしくは権益を有す先住民に参加の機会を提供する。</p> <p>7.3.3 権利と法規制：組織は次を行う。(c) 先住民の所有権や権利、条約による権利を同定し尊重していることを実証する。</p>
	<p>例：カナダ寒帯林における適用</p>
	<p>基本指標 (地域指標も設定可)</p>
<p>先住民の権利</p>	<p>項目 6.1 …先住民の所有権、権利および条約による権利に関する現行の法規制要件を理解し遵守する。</p> <p>6.1.1. 先住民の所有権、権利および条約による権利の性質をよく理解している証拠</p> <p>6.1.2. 先住民社会に基づいた管理計画が、計画に対する明確な理解をもって受け入れられるよう最善を尽くしている証拠</p> <p>6.1.3. 文化的に重要な実務や行動(狩猟、漁業、会合など)が行われる場所の管理または保護の程度</p> <p>項目6.2 先住民の諮問プロセスにおいて明らかになった伝統的な先住民の森林に対する価値観や知識、利用を尊重する。</p> <p>6.2.1. 文化的に重要な資源や価値観を同定し管理する手続きを用い、積極的な先住民社会の参加を通じて先住民の知識を理解し利用している証拠</p> <p>6.4.3. 先住民社会の能力開発と意義ある参加の促進に努力している証拠</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>基準3.1 先住民は、他の機関に自由意志とインフォームドコンセントの下で委ねる場合を除き、その土地および領地における森林管理を支配する。</p> <p>基準3.2 森林管理は、直接、間接を問わず、先住民の資源や保有権を脅かしたり減耗させてはならない。</p> <p>基準3.3 先住民にとって文化的、生態学的、経済的、宗教的に特別な意義を有する場所は、かかる人々の協力を得て明確に識別し、森林管理者はこれを認め保護する。</p> <p>基準3.4 森林の生物種や管理方法の利用について先住民の伝統的な知識が森林管理において使用された場合には、かかる先住民は報酬を受けるものとする。この報酬は、森林施業の開始に先立って自由意志によるインフォームドコンセントの下で正式に合意する。</p> <p>4.4.3 先住民の(市民参加における)参加は先住民の条約による権利を害するものではないことに合意する。</p>	<p>達成度評価13.1 議論の余地ある資材を回避し社会的に信頼できる実務を奨励する。</p> <p>達成度評価14.2 被認証者は事業を営む国の連邦、州、地方政府レベルにおいて適用される社会法の全てを遵守するために適当な手段を用いている。</p> <p>達成度評価18.2 公有地の森林管理責任を負う被認証者は、影響を受ける先住民と協議する。</p>

指標 FSCカナダ寒帯林規格	指標
<p>3.1.2 各関係先住民から、彼らの利益と懸念が当該管理計画に明確に盛り込まれているという同意を取り付けている。合意は当事者の責任等の記述を含み(リストを参照)、先住民の権利と条約による権利の阻害あるいは損害を意図したものではない。</p> <p>3.1.3 影響を受ける先住民社会が能力を開発し、森林管理と開発に参加する努力を支援する。</p> <p>3.1.4 協同で長期的な経済的な恩恵のある機会を確立する。</p> <p>3.1.5 関係先住民と協同で作り上げた紛争解決手続きが確立され、公正に実施されている。</p> <p>3.3.3 先住民から環境、経済、文化において深刻な悪影響がありうると指摘された場所については、それが解決するまでの間、施業を中止するか場所を変える。</p>	<p>達成度評価13.1指標1 リスク評価手続き: 被認証者の木材調達(c)先住民族の権利に対する効果的な法規制を持たない国で行われている可能性がある。</p> <p>指標2 13.1.1の下で同定された重大なリスクに対するプログラムがある。</p> <p>達成度評価14.2指標1 先住民の権利などを対象とする…社会法の遵守を約束していることを実証する書面化された理念</p> <p>達成度評価18.2指標1 影響を受ける先住民とのコミュニケーションを含むプログラムを有す。同プログラム被認証者は次が可能である。</p> <p>a) 伝統的な森林関連の知識を理解し尊重する。</p> <p>b) 精神的、歴史的もしくは文化的に重要な場所を同定し保護する。</p> <p>c) 被認証者が公有地の管理に責任を有す場合は、木材ではないが先住民にとって価値ある林産品の利用に取り組む</p>

林業要件 (続)

	CSA SFM規格 (CAN/CSA-Z809-08)
情報の公開	<p>7.3.5 SFM計画: 当該組織は対象森林地に対するSFM計画を文書化し、維持し、公開する。</p> <p>7.4.3 コミュニケーション</p> <p>当該組織は次とする。</p> <p>b) 外部の利害関係者からの関連する通信を受領、文書化、回答する手続きを確立し維持する。</p> <p>c) SFM計画を公開する。</p> <p>d) SFM規定への適合と維持に関する成績の年次報告を作成し公開する。</p> <p>e) 独立機関による認証と監視監査報告書の結果を、少なくとも列記されたテーマ(監査、所見、是正措置、提言等)を含めて公開する。</p>

FSC 原則と基準	SFI® 規格 (SFI 2010-2014規格)
<p>基準7.4 森林管理者は、情報の守秘義務は尊重するが、森林管理計画の基本項目の概略を公開する。これには、基準7.1(管理目的、森林資源の内容、環境上の制約その他)に記載されているものを含む。</p> <p>基準8.5 森林管理者は、情報の守秘義務は尊重するが、モニタリング指標の結果の概略を公開する。これには、基準8.2(伐採歩留まり、生長量、森林再生、森林の状態など)に記載されているものを含む。</p>	<p>達成度評価19.1 SFI2010-2014規格の認証取得、認証更新、もしくは監視目的監査の完了後、認証機関によって作成された監査報告の概要をSFI Inc.に提出する。</p> <p>指標1 被認証者によって提出された監査報告概要は…(監査内容、施業内容、所見概要等)列記された項目を含む。監査報告概要はSFI Inc.のウェブサイトで公開される。</p>

他の規格項目

	CSA
バランス	社会、経済、環境の側面における利害のバランスを考慮し
(認証機関を認定する) 認定機関に対する要求	<p>認証機関を認定する認定機関は、SCC(カナダ規格審査会)またはIAF(国際認定機関フォーラム)の他メンバー。</p> <p>ISO 17011:2004「適合審査 - 適合審査機関を認定するための一般的要求事項 (PEFC付録6セクション5)」に記載された要求に準拠。</p>
(審査を行う) 認証機関に対する要求	<p>認証機関は、ISO/IEC 17021:2006「適合評価 - 審査マネジメントシステムの認証を行う機関のための要求事項」と、CSA審査のための林業用特記事項の要求を満たしていることを認定される。製品の認証については、PEFCはISOガイド65:1996(製品認証システムを行う機関のための一般要求事項)に準拠することを要求。</p>
森林計画と実務の審査	標準的要求に準拠しているか査定するため認証、査察、再査を含む。
	カナダ規格審査会の要求により、最初の認証以後、定期的に完全な再認証審査が必要。(現在は3年毎)
規格改正	これら森林規格はすべて、市民参加によるオープンで包括
CoC	<p>全規格のCoC規格が、非認証林から生産された材が合法的材」を除外し、PEFC(CSAおよびSFI)は議論の余地ある出自</p> <p>CSAは、PEFC国際CoC規格(PEFC ST 2002:2010「規格林製品の生産物(CoC)認証 - 要求事項」)を採択している。</p> <p>論争の余地のある供給源から調達した、認証を受けていない原材料は、PEFC CoCで禁止されている。</p>

FSC	SFI
-----	-----

た代表者たちによって決定を行う。規格は全て様々な環境保護団体の支持を得ている。

<p>認証機関を認定する認定機関はFSCのASI(国際認定サービス)。</p> <p>ASIシステムは、ISO 17011:2004「適合審査 - 適合審査機関を認定するための一般的要求事項(ASIQMS-20-100品質マニュアルセクション5.1)」に準拠。</p>	<p>認証機関を認定する認定機関はANSI(米国規格協会)-ASQ米国認定委員会(ANAB)またはSCC(カナダ規格審査会)。</p> <p>ISO 17011:2004「適合審査 - 適合審査機関を認定するための一般的要求事項(PEFC付録6セクション5)」に記載された要求に準拠。</p>
<p>認証機関は、FSC-STD-20-001に概説してあるFSC要件を含んだISOガイド65:1996(製品認証システムを行う機関のための一般要求事項)およびISO 19011を満たしていることを認定される。</p>	<p>認証機関は、ISO/IEC 17021:2006「適合評価 - 審査マネジメントシステムの認証を行う機関のための要求事項」と、SFI審査のための林業用特記事項の要求を満たしていることを認定される。製品の認証については、PEFCはISOガイド65:1996(製品認証システムを行う機関のための一般要求事項)に準拠することを要求。</p>

認証の審査が行われる。多くの場合、準備状況を評価する予備審査も行う。審査は現地検査、面談、書類審


<p>FSC認証書の有効期限は5年を超えないものとする。再審査により、それを超えて認証書を再発行できるものとする。認証書の指定する有効期限は、認証機関と依頼者の不可抗力により止むを得ない場合、再審査が完了できるようにするため例外として1回のみ6ヶ月までの延長を許すことがある。(FSC-STD-20-001セクション7.1)</p>	<p>認定機関の基準に準拠するため、プログラムの参加者は3年毎に完全な再認証審査を受ける。</p>
--	---

的な改正手続きを経て、現実に即し関連した規格として維持されている。カナダでは5年に1度が一般的。

で信頼できる産地からのものであることを確認するための選別を要件としている。FSCの場合は「制限されたの材を除外している。いずれの規格も製品の認証材内容の決定に分離方法と比率方法の両方を認めている。

<p>FSC CoC規格(FSC-STD-40-004 V2)。</p> <p>認証を得ていない原材料は、別途管理材規格基準の下で認証されなければならない。</p>	<p>SFI CoC規格(SFI 2010-2013規格、セクション3)</p> <p>SFIIはPEFCが認定する北米規格(SFI、ATFS、CSA)に準拠する木材繊維を認め、また北米で発行されたPEFC CoC証書にはSFI表示も認める。</p> <p>SFI表示製品に、論争の余地のある供給源の原材料を入れることは禁止されている。米国、カナダの外から原材料を手配する場合は、認証製品に論争の余地のある供給源から得た原材料が含まれないための方策が必要。</p>
--	--

他の規格項目 (続)

	CSA
ラベル表示	<p>全規格が、製品表示をオプションで用意している。使用する製品外使用(オフ・プロダクト)のための宣伝用ラベルも提文書を参照のこと。</p> <p>CSA規格に準拠して認証された森林からの原材料を含む、PEFC CoC認証書下に包含されている製品にPEFCラベルを使用する権利。</p> <p>ラベル表示(2010年11月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> • PEFC Certified: PEFC認証原材料(世界中のPEFC認定規格下で認証された森林の原材料、またはリサイクル材)の含有率が70%超。リサイクル材85%未満。残りは論争の余地のない供給源から。 • PEFC Recycled: 認証原材料の含有率が70%超。リサイクル材70%超。 <p>リサイクル材はISO 14021の定義により、消費者使用前・使用后両方の再生繊維を含む。</p>
	表示例
	 <p>The image shows a PEFC Certified label. It features the PEFC logo (a stylized tree and globe) and the text 'PEFC Certified'. Below the logo, it states: 'This product (or product name) is from sustainably managed forests, recycled and controlled sources.' At the bottom, there is a placeholder 'PEFC/XX-XX-XX' and the website 'www.pefc.org'.</p>
ウェブサイト	<p>www.csasfmforests.ca</p> <p>www.pefccanada.org</p>

表中情報出典: 本書作成時点でCSA、FSC、PEFC、SFIから公開されている情報による。

FSC

SFI

には当該規格の下における有効なCoC認証を所有し、当該ラベルの使用規定を遵守する必要がある。
 供されている。ラベルの種類とその使用条件の最新情報については、各認証制度(下記)のウェブサイト上の

ラベル表示(2010年12月現在)

- FSC Pure: 100%FSC認証森林から。
- FSC Mixed: FSC認証森林からの原材料とリサイクル材70%以上。残りは管理材規格基準下で認証されたもの。
 Mixedラベルを表示し、認証原材料含有率の計算にパーセント法またはtransfer systemを使用した、2010年末までに認証機関に登録された製品に対する免除事項。チップ材と繊維材に対して、2015年12月31日までラベル表示の基準を50%に削減(副産物に対しては2012年12月31日まで)。(CoC: ラベル表示基準と副産物の移行期間。2010年6月9日)
- FSC Recycled: 100%再生原材料。

リサイクル材は消費者使用前・使用後両方の再生繊維を含む。

ラベル表示(2008年9月現在)

- CoC(認証原材料)ラベル
- カナダ・米国における任意のPEFC認定規格(SFI, CSA, 米国樹木農場システム)に準拠して認証された森林から調達された繊維、承認調達、消費者使用後の再生原材料を容認。
- 平均パーセント法: 生産バッチ内の全製品に対し、認証森林原材料の含有率の実際の平均パーセント値をラベル表示。認証森林原材料の含有率は10%以上。ラベルのスタイルは二種類。消費者使用後の再生原材料は認証原材料の計算に含むことができますが、認証森林の原材料ではなく消費者使用後の再生原材料として表示しなければならない。
 - ボリュームクレジット法: 認証森林原材料の含有率に対応した出荷分のみをラベル表示するための方法。
 - CoCラベルには、消費者使用後の再生原材料の含有率を表示したメビウスの輪を使用することもできる。

リサイクル材の計算には消費者使用後の再生繊維だけを含める。

認証調達ラベル

- 調達が、繊維調達に関するSFI要求事項への準拠を示す第三者認証に適合することを示す。容認される繊維の出処は、SFIの繊維調達要求項目を満たす企業、消費者使用前・使用後の再生原材料、認証森林、論争の余地のない供給源。認証森林原材料についての主張は含まない。

SFI認証取得者かつ有効なPEFCのCoC認証を有する場合はPEFCラベルも使用可。

木質繊維調達表示(Fiber Sourcing Label): 第三者により SFIの木質繊維調達要件(SFI規格目標8-20)に適合すると認められた調達であることを示す。



www.fscCanada.org

www.sfiprogram.org

略語

- ANSI** 全米規格協会
- DFA** 対象森林地
- SFI** 持続可能な森林イニシアチブ
- CSA** カナダ規格協会
- EMS** 環境マネジメントシステム
- SFM** 持続可能な森林管理
- CCFM** カナダ森林大臣会議
- FSC** 森林管理協議会
- PEFC** Programme for the
Endorsement of Forest
Certification schemes
- CoC** 加工・流通過程の管理の認証
- ISO** 国際標準化機構





地球にいいから、
気分がいい。
カナダの木材・紙パルプ
www.feel-good.ca



Canada Wood
Produits de bois canadien

www.canadawood.org

Forest Products
Association of Canada
fpac.ca



Association des produits
forestiers du Canada
fpac.ca

www.fpac.ca

カナダ (本部)
99 Bank Street - Suite 410
Ottawa, ON Canada K1P 6B9
Tel: 613 563 1441
Fax: 613 563 4720

2010年2月



100%再生材